

前橋市事業拡張サポート補助金に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に事業所を有する製造業等の事業者が、その事業所を増設し、又は建て替えするのに要した事業費用の一部を補助することにより、市内事業者における事業拡張及び現有地活用をサポートし、もって本市の産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 事業の用に供するために直接必要な施設であって、地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいう。）による大分類のうち、次に掲げる業種をいう。
 - ア Eー製造業
 - イ Rーサービス業（中分類89ー自動車整備業、中分類90ー機械等修理業に限る。）
- (3) 物流業 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいう。）による大分類のうち、次に掲げる業種をいう。
 - ア Hー運輸業、郵便業（中分類44ー道路貨物運送業、中分類47ー倉庫業、小分類484ーこん包業に限る。）
 - イ Iー卸売業、小売業（中分類50ー各種商品卸売業、中分類51ー繊維・衣服等卸売業、中分類52ー飲食料品卸売業、中分類53ー建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類54ー機械器具卸売業、中分類55ーその他の卸売業に限る。）
- (4) 事業所 法人税法第2条第9号に規定する事業者が、製造業又は物流業を行う事業所をいう。
- (5) 増設等 既存の事業所の敷地内に、施設等を増設又は建て替えし、取得することをいう。
- (6) 指定事業者 この要綱による指定を受けた事業者で、この要綱に規定する補助金について、該当する年度の予算の成立を条件とし、補助の申請をすることができる事業者をいう。
- (7) 固定資産税等 増設等をした施設等に係る家屋及び増設等に伴って設置した償却資産に対して課された固定資産税並びに増設等をした施設等に係る家屋に対して課された都市計画税をいう。
- (8) 他の施設に係る助成金 前橋市企業立地促進条例（平成28年前橋市条例第

号) 第4条第1号に規定する施設設置助成金若しくは前橋市企業誘致条例(平成14年前橋市条例第11号)第4条第1号に規定する施設設置助成金又は前橋市企業立地拡大促進補助金に関する要綱(平成19年4月1日施行)に規定する施設設置補助金をいう。

(9) 他の事業に係る助成金 前橋市企業立地促進条例(平成28年前橋市条例第号)第4条第2号に規定する事業促進助成金若しくは前橋市企業誘致条例(平成14年前橋市条例第11号)第4条第2号に規定する事業促進助成金又は前橋市企業立地拡大促進補助金に関する要綱(平成19年4月1日施行)に規定する事業促進補助金をいう。

(10) 新規雇用 当該増設等をした施設等の操業開始の日において、常時使用する従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であって、指定事業者と雇用関係にあるものに限る。)として雇用することをいう。

(指定対象事業者)

第3条 第1条の目的を達成するため、市長は、次の各号全ての要件を満たす事業者に対し、この要綱による指定事業者として指定する。

(1) 市内で3年以上事業を行っている事業者であること。

(2) 次のいずれかの地域に設置している事業所であること。

ア 本市の区域内で、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 建築面積が500平方メートル以上の施設等を設置してある製造業の事業所において、建築面積が500平方メートル以上の施設等の増設等を行うもの

(イ) 建築面積が2,000平方メートル以上の施設等を設置してある物流業の事業所において、建築面積が2,000平方メートル以上の施設等の増設等を行うもの

イ 本市の区域内(工業専用地域を除く。)で、平成26年3月31日限りで解散した前橋工業団地造成組合若しくは群馬県企業局が造成した土地(住宅の用に供するものを除く。)であるもの又は東前橋工業団地、西善工業団地、東善工業団地、中内工業団地及び西善中内産業用地内の土地若しくは前橋市都市計画亀里地区地区計画の区域の土地(亀里町868番1、868番5及び878番並びに横手町199番11に限る。)であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 建築面積が1,000平方メートル以上の施設等を設置してある製造業の事業所において、建築面積が1,000平方メートル以上の施設等の増設等を行うもの

(イ) 建築面積が5,000平方メートル以上の施設等を設置してある物流業の事業所において、建築面積が5,000平方メートル以上の施設等の増設

等を行うもの

- (3) 市税を完納している者であること。
- (4) この要綱による補助金の対象となることがない事業所であること。
- (5) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

2 当該事業所において現に製造業又は物流業の事業を行う事業者（以下この条において「運営者」という。）と当該事業所において施設等を増設等する者が異なる場合であって、これらの者が企業集団（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に規定するものをいう。）であるときは、運営者を当該事業所において施設等を増設等する者とみなして、この要綱の規定を適用することができる。

（補助金の種類及び交付金額）

第4条 補助金の種類及び交付金額は、次のとおりとし、当該交付金額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 施設設置補助金 増設等をした施設等に係る固定資産税等に相当する額
- (2) 事業促進補助金 増設等に係る事業所税の資産割の2分の1に相当する額（事業所税の減免を受けたときは、当該減免額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額）

(3) 雇用促進補助金 指定事業者が、増設等に係る施設等において新規雇用した者のうち、操業開始の日以前から本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者であって、かつ操業開始の日から1年以上継続して雇用されたものの人数に10万円を乗じて得た額（200万円を限度とする。）

2 第1号の規定にかかわらず、当該施設設置補助金と同一年度に他の施設に係る助成金において当該増設等をした施設等に係る固定資産税等に相当する額の交付を受ける（見込みとなる場合を含む。）場合にあっては、他の施設に係る助成金の交付をもって、当該年度分の施設設置補助金を交付したとみなすものとする。

3 第2号の規定にかかわらず、当該事業促進補助金の補助期間と他の事業に係る助成金の補助期間が重複した場合であって、他の事業に係る助成金において当該増設等に係る事業所税の資産割に相当する額の交付を受ける（見込みとなる場合を含む。）場合にあっては、他の事業に係る助成金の交付をもって、当該重複期間分の事業促進補助金を交付したとみなすものとする。

（指定事業者の申請）

第5条 前条各号に定める補助金の交付を受けようとする事業者は、増設等に係る事業所の操業開始の前の日までに、指定事業者申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出し、その指定を受けなければならない。

- (1) 定款の写し又はそれに代わるもの

- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 増設等前の事業所の配置図
- (4) 増設等後の事業所の配置図
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し
- (6) 直近3営業年度の決算書の写し
- (7) 増設等に係る工事請負契約書の写し
- (8) 直近の年度の固定資産税等の内容を証明する書類
- (9) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項の労働者名簿のうち、当該新規雇用した者が記されているもの
- (10) 前橋市の市税に未納税額のないことを証明する書類
- (11) 暴力団員等でないことの誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の提出を省略することができる。

3 市長は、特別な理由があると認めるときは、第1項第5号から第10号に掲げる書類について、同項に定める提出時期を変更することができる。

（指定事業者の指定及び通知）

第6条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、指定を行うときは、指定事業者指定通知書（様式第2号）により、指定を行わないときは不指定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の指定を行うに当たっては、条件を付することができる。

（変更の申請及び承認）

第7条 指定事業者は、指定を受けた申請の内容を変更、中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく、指定事業者指定内容変更申請書（様式第4号）により、市長に変更の申請を行わなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、指定事業者は、その変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものであって、市長が提出を不要と認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の変更の申請があったときは、これを審査し、及び必要な調査を行い、指定内容変更の承認を行うときは指定事業者指定内容変更承認通知書（様式第5号）、指定内容変更の承認を行わないときは、指定事業者指定内容変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認を行うに当たっては、条件を追加し、又は変更することができる。

（操業開始の届出）

第8条 指定事業者は、増設等に係る事業所で操業を開始した日から60日以内に操業開始届（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

(補助金交付の申請)

第9条 指定事業者が、第4条各号に定める補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第8号)により、交付の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請の期間及び補助金交付申請書に添付する書類は、別表第1のとおりとする。

(交付の要件)

第10条 補助金の交付の要件は、別表第2のとおりとする。

(交付等の決定)

第11条 市長は、申請書類等の審査し、又は必要に応じ調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、補助金交付決定通知書(様式第9号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助金の交付を受けようとする指定事業者は、補助金交付決定後、補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出)

第13条 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃止(休止)届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 操業開始後10年以内に事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 指定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他市長が特にその必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、指定事業者指定取消通知書(様式第12号)により当該指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、指定を取り消された場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告)

第15条 市長は、この要綱の実施に関し必要があると認めるときは、当該指定事業者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

(地位の承継)

第16条 譲渡、合併等により当該指定事業者の地位を承継した事業者が、この要綱の権利義務を承継しようとするときは、指定事業者指定承継申請書(様式第13号)に市長が必要と認める書類を添付して、申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定事業者指定承継承認通知

書（様式第14号）により当該事業者へ通知するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成27年1月1日以降に増設等に係る工事請負契約を締結したものに適用する。
- 3 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 この要綱の失効前に指定を受けた事業者に対するこの要綱の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、指定事業者となった者に対する改正後の第4条第1項第2号に規定する事業促進補助金については、改正後の要綱の取扱いによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第9条関係）

補助金の種類	申請の期間	添付書類
施設設置補助金	増設等に係る施設等における操業開始の日以後に賦課される各年度の固定資産税等を完納した日から最終の納期限の日の3か月後の日まで	(1) 固定資産税等を納期限までに完納したことを明らかにする書類 (2) 償却資産証明 (3) 市税に未納税額のないことを証明する書類 (4) その他市長が必要と認める書類
事業促進補助金	増設等に係る施設等における操業開始の日以後に賦課される各	(1) 事業所税の申告書の写し (2) 事業所税に係る課税標準の

	事業年度の事業所税の納期限の日から3か月後の日まで	<p>特例又は減免を証する書類の写し（特例又は減免の適用を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 事業所税を納期限までに完納したことを明らかにする書類</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
雇用促進補助金	事業開始の日の1年後から3か月以内の期間	<p>(1) 雇用促進助成金に係る事業実績報告書（様式第15号）</p> <p>(2) 新規雇用した者の名簿</p> <p>(3) 新規雇用した者の住民票の写し（事業開始の日から1年を経過した日以後に交付されたものに限る。）</p> <p>(4) 新規雇用した者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し</p> <p>(5) 市税に未納税額のないことを証明する書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>

別表第2（第10条関係）

補助金の種類	補助金の交付の要件	交付の回数又は期間
施設設置補助金	指定事業者が、当該事業所に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課される固定資産税並びに事業所の用に供する土地、家屋に対して賦課される都市計画税を完納すること。	増設等に係る施設等における操業開始の日の属する年度の翌年度（当該年度に当該固定資産税が課されない場合は、その翌年度）から3年
事業促進助成金	指定事業者が、当該事業所において行う事業に対して賦課される事業所税を完納すること。	事業開始の日の属する月の翌月の属する年度（当該増設等した施設の資産割の課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合は、事業開始の日の属する月の翌月の属する年度の翌年度）から3年間

雇用促進補助金	指定事業者が、新規雇用した者を操業開始の日から1年以上継続して雇用したこと。	1回
---------	--	----